

○国土交通省総合政策局地域交通課 意見募集担当 様

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案」に関する意見

1. 氏名（名称、代表者の氏名）	特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク 中根 裕（ナカネ ユタカ）
2. 住所（主たる事務所の所在地）	東京都世田谷区船橋1-1-2 山崎ビル 204号
3. 電話番号	03-3706-0626
4. 電子メールアドレス	info@zenkoku-ido.net

5. 意見

（該当箇所）

（3）道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の一部改正

③ 地域公共交通会議と運営協議会の統合（第51条の7、第51条の8関係）

運営協議会における協議事項は地域公共交通会議においても協議を調えることが可能となっているところ、協議の場を運営しやすくする観点から、運営協議会に係る規定を削除し、法令上、運営協議会を地域公共交通会議に統合することとする。

（意見）

1、全ての運営協議会を地域公共交通会議に統合することには疑義がある。「既存の運営協議会については、法令施行後も従前の例による」又は、「既存の運営協議会については、法令施行後は、自家用有償旅客運送に関する協議を行う地域公共交通会議とみなす」という一文を追加すべき。

理由：既存の運営協議会の継続を希望する市町村、あるいは運営協議会を広域で設置している市町村に配慮した運用を行う必要がある。

2、統合にあたっては、十数年にわたって運営協議会で積み上げてきた福祉有償運送の議論が失われないよう留意すること。地域公共交通会議で福祉有償運送について協議する際は、既存運営協議会の構成員がスライドする、あるいは構成員として加える、もしくは福祉や福祉有償運送への理解が深まるよう地域公共交通会議で事前に学習の場を設けること等を通達等で周知徹底すべき。

理由：会議体の統合によって、構成員が増員となり、協議が紛糾したり、新たなローカルルールが温床になったりする恐れがある。また、福祉有償運送特有の知識や情報は、市町村の交通部局や地域公共交通会議の構成員には共有されていないのが一般的である。

3、「ラストワンマイル・モビリティ/自動車DX・GXに関する検討会」の改善策で示された「自家用有償旅客運送に係る更新登録手続の簡素化」ならびに「『交通空白地』に係る目安の設定及び『地域交通の把握に関するマニュアル』の活用促進」、「『地域交通の検討プロセスガイドライン』の活用促進」について、地方運輸局が十分な役割を果たせるよう、国土交通省において周知徹底をはかるべき。

理由：自動車局において5回にわたる上記検討会を開催し、そのとりまとめにおいて「現に交通不便地域となっている地域、あるいは、今後交通不便地域となることが予見される地域を念頭に、ラストワンマイル・モビリティ（身近な交通サービス）を担うタクシー、乗合タクシーや自家用有償旅客運送による交通サービスを、より持続的で利便性の高いものに高めていくことが急務」とされたところである。

この考え方に立てば、地域公共交通会議においても、協議の円滑化や手続きの簡素化、移動のニーズに即した柔軟な対応が必要であり、本省のみならず、各運輸局や運輸支局が、地域公共交通会議において、丁寧な説明や情報提供を行うことが不可欠である。